

空家等対策の推進に関する 特別措置法の一部を改正する法律が 令和5年12月13日より 施行されました。



空き家は放置せず、「**仕舞う**」・「**活かす**」で住みよい街に。
除却 活用

特定空家等に加えて管理不全空家等も指導・勧告の対象となりました。

＼ 空き家発生！ ／



管理不全空家等

窓や壁が
破損しているなど、
管理が不十分な状態。



特定空家等

そのまま
放置すると倒壊等の
恐れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省